

現役館®の講座を受講される方へ

現役館への入塾のお申し込みの際して、以下を必ずお読みください。

星ヶ丘現役館・四日市現役館・津現役館で受講期間が2月超えかつ学費が5万円を超える講座を受講される場合は、「特定商取引に関する法律」が適用されます。

- 1 お申し込み講座の詳細や学費（入塾金と授業料）および支払方法などは、「入塾案内」をご覧ください。
- 2 受講期間は入塾後に初めて受講する講から3学期の最終講までとなります。
- 3 お支払いになる授業料には、学習指導費のほか、教材費・進学指導費・通信費などが含まれており、授業料以外にこれらの費用をいただくことはありません。なお、個別指導講座では、ご案内する参考書・問題集など別途購入が必要となる場合があります（一冊あたり千円程度）。また、学費には消費税が含まれています。

4 株式会社 河合塾進学研究社が主催する現役館へのお申し込みは「特定商取引に関する法律」でいうクーリング・オフの対象になります。

- 契約書面を受領された日を第1日目として8日以内であれば、契約解除の旨を記載した書面を提出されることにより、無条件で解約ができます。
- 不実告知による誤認、または威迫による困惑があった場合、あらためてクーリング・オフができる旨の書面を受領された日を第1日目として8日以内であれば、契約解除の旨を記載した書面を提出されることにより、無条件で解約ができます。
- お申し込みの取り消しに伴うお支払済みの学費の取り扱いは次のとおりです。
 - ・ すでにお支払いされた学費は全額返金いたします。
 - ・ お申し込みの取り消し以前に授業の一部を受講されている場合でも、学費は請求しません。
 - ・ 取り消しのお申し出に際して、損害賠償金や違約金を請求することはありません。

5 クーリング・オフ期間が経過した後でも（受講途中においても）受講講座の一部または全部を取りやめることができます。その場合の学費の扱いは次のとおりです。

- (1) 受講開始日前にお申し出された場合、取りやめた講座の学費は全額返金いたします。
- (2) 受講開始日後にお申し出された場合、取りやめた講座の授業料は、お申し出された翌月以降はいただきません。分割払いの場合、当月末日までにお申し出された際は翌月末の口座振替を停止いたします。
- (3) 一定の要件を満たせば、ローン提供事業者または割賦購入斡旋業者に支払停止の抗弁ができます。

6 講座の変更により、(1) 授業料が増額となる場合は、差額をお支払いください。
(2) 授業料が減額となる場合は、差額を返金いたします。

7 お預かりしました学費には、法的な保全措置を講じておりません。

※入塾お申し込み後にお渡しする契約書面「入塾お申し込み後の注意事項」もご確認ください。

※受講を希望する現役館の住所・電話番号は、「入塾案内」の裏表紙をご覧ください。